

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年1月30日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
不動産投資信託証券発行者名	トーセイ・リート投資法人 (コード: 3451)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員 北島敬義

本投資法人の執行役員である北島敬義は、本投資法人の2019年5月1日から2019年10月31日までの第10期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務を、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に全て委託しております。また、会計帳簿の作成及び計算に関する事務を令和アカウンティング・ホールディングス株式会社（以下「会計等事務受託者」といいます。）に、納税に関する事務を税理士法人令和会計社に、資産保管、機関運営及び投資口に関する事務を三菱UFJ信託銀行株式会社にそれぞれ委託しております。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

会計等事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社において必要な情報を加味し、有価証券報告書案を作成しております。

作成された有価証券報告書については、必要に応じて法律顧問、税務顧問等の外部専門家の確認を受けるとともに、本投資法人の会計監査人である新創監査法人の監査を受けております。本投資法人の執行役員である私は、本資産運用会社より、有価証券報告書が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人の役員会へ提出し、承認を受けた後、当該有価証券報告書を関東財務局長へ提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 会計等事務受託者により作成された会計帳簿は、その経理処理につき私の指図（包括的な指図を含みます。）に基づき作成されており、不正な処理がなかったことを確認しております。また、会計帳簿に基づき、毎月行われる役員会において適切に会計報告がなされております。
- (2) 本資産運用会社においては、本資産運用会社が定める社内規程に基づき、必要な内部手続きを経て当

該有価証券報告書が作成されていることを確認しております。

- (3) 私は、本投資法人の執行役員として、本投資法人の資産運用状況について本資産運用会社から必要な報告を受けており、報告された事項と有価証券報告書に記載されている事項に相違がないことを確認しております。
- (4) 本投資法人の会計監査人である新創監査法人から金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明を受領しております。
- (5) 法令に関する事項について、本投資法人の法律顧問（森・濱田松本法律事務所）より、助言及び確認を受けております。
- (6) 税務に関する事項について、本投資法人の税務顧問（税理士法人令和会計社）より、助言及び確認を受けております。

以 上